

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第248号

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「第3条」を「第4条」に、「より使用」を「より利用」に、「京都市梅小路公園緑の館使用許可申請書」を「京都市梅小路公園緑の館利用許可申請書」に、「市長」を「条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第4条本文中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「規定する使用料」を「規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」に、「の使用料」を「の利用料金」に、「により」を「と引換えに」に改める。

第7条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「条例第5条第2項に規定する料金」を「利用料金」に改める。

第8条中「第6条第1項」を「第9条第1項」に、「市長」を「指定管理者」

に改め、同条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

(利用料金の還付)

第8条 条例第7条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理上の都合により利用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 全額
- (3) 利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日）の7日前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合

2分の1に相当する額

(利用料金の減免)

第9条 条例第8条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

別表中「料金」を「利用料金」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市梅小路公園緑の館使用許可申請書」を「京都市梅小路公園緑の館利用許可申請書」に、「京都市長」を「指定管理者」に、「第3条」を「第4条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑地管理課)